

第19回後期高齢者医療運営懇談会

資 料

令和6年8月27日

栃木県後期高齢者医療広域連合

【 目 次 】

I 後期高齢者医療制度の概要

- 1 後期高齢者医療制度の概要…………… 1
 - (1) 高齢者医療制度の変遷について…………… 1
 - (2) 後期高齢者医療制度について…………… 2
 - (3) 広域連合の組織体制…………… 4

II 事業の実施状況

- 1 被保険者…………… 5
 - (1) 被保険者の推移…………… 5
 - (2) 自己負担割合別被保険者数…………… 7
- 2 保険料…………… 8
 - (1) 保険料率の改定…………… 8
 - (2) 保険料の軽減対策…………… 8
 - (3) 保険料の賦課状況…………… 9
 - (4) 保険料収納率…………… 10
- 3 療養給付費…………… 13
 - (1) 後期高齢者医療費の状況…………… 13
 - (2) 医療費の内訳と構成比…………… 14
 - (3) 本県における疾病状況…………… 15
 - (4) 高額レセプトの状況…………… 16
 - (5) 都道府県別の一人当たり医療費…………… 17
 - (6) 県内市町別の一人当たり医療費…………… 18
- 4 その他の給付…………… 19
 - (1) 療養費…………… 19
 - (2) 葬祭費…………… 20
- 5 保健事業等…………… 21
 - (1) 保健事業実施計画（2期計画）…………… 21
 - (2) 保健事業の実施内容…………… 22

I 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の概要

(1) 高齢者医療制度の変遷について

① 制度創設までの経緯

高齢化の急速な進展の中、高齢者の医療を国民全体でしっかりと支えていくため、平成9年から約10年間にわたる抜本改革の議論を経て、平成18年6月、「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

年 月	内 容
昭和48年	老人医療費の無料化
昭和58年	「老人保健法」を制定（老人保健制度）
平成9年	政府・与党で新しい制度の検討を開始
平成18年6月	「医療制度改革関連法」成立
平成20年4月	後期高齢者医療制度を施行

② 制度の見直し

制度施行後、保険料軽減特例制度の見直しや窓口2割負担の導入など、持続可能な制度構築に向け、段階的に制度の見直しが実施されている。

年 月	内 容
平成24年8月	「社会保障制度改革推進法」成立
平成25年8月	「社会保障制度改革国民会議」報告書
平成27年1月	「医療保険制度改革骨子」閣議決定 ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し
平成27年5月	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」成立 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施等
平成29年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成30年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成31年4月 令和元年5月	後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設 ・医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設 ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等
令和2年4月	後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し ・令和3年度から本来の7割軽減に戻る

令和3年6月	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し
令和4年10月	窓口負担割合2割の導入：配慮措置の適用（～令和7年9月30日）
令和5年5月	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みの導入 ・後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法の見直し
令和5年6月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の公布 ・施行日の令和6年12月2日より保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行

(2) 後期高齢者医療制度について

① 制度の主な内容

ア 被保険者

75歳（一定の障害があり申請により認定を受けた65歳）以上の方

イ 受けられる給付

医療機関等で被保険者証を提示することで保険給付を受けることができる。

負担割合は1～3割（所得に応じて決定される）。それ以外に療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の給付がある。

ウ 保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりが個人単位で保険料を納め、年間保険料は均等割額と所得割額の合計額となる。保険料率は2年ごとに見直される。

エ 広域連合と市町の役割

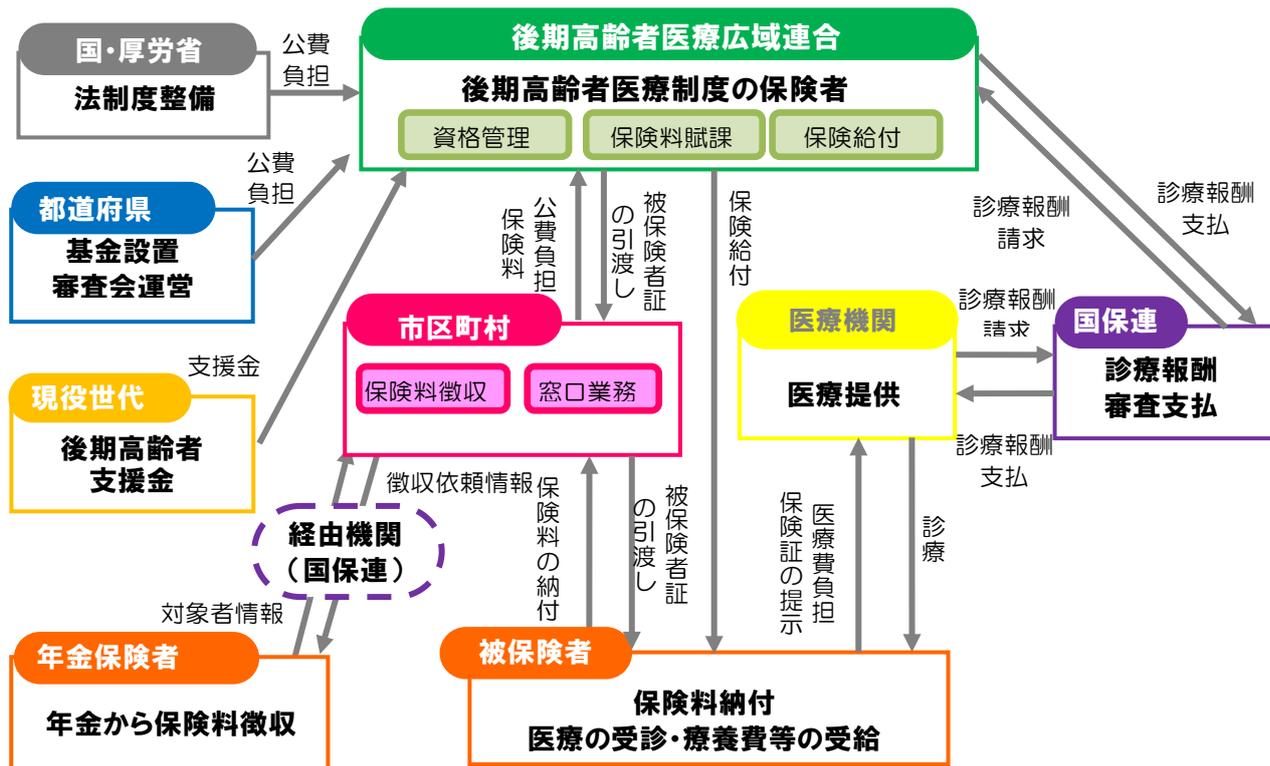
広域連合と市区町村は、運営に係る事務を分担して行うよう定められている。

広域連合は、被保険者の資格認定や保険料率の決定、医療給付などを行い、市町は、届出・申請の受付や被保険者証の引渡しなど窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

② 制度運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市区町村と事務を分担して行われている。

○ 後期高齢者医療制度の全体像

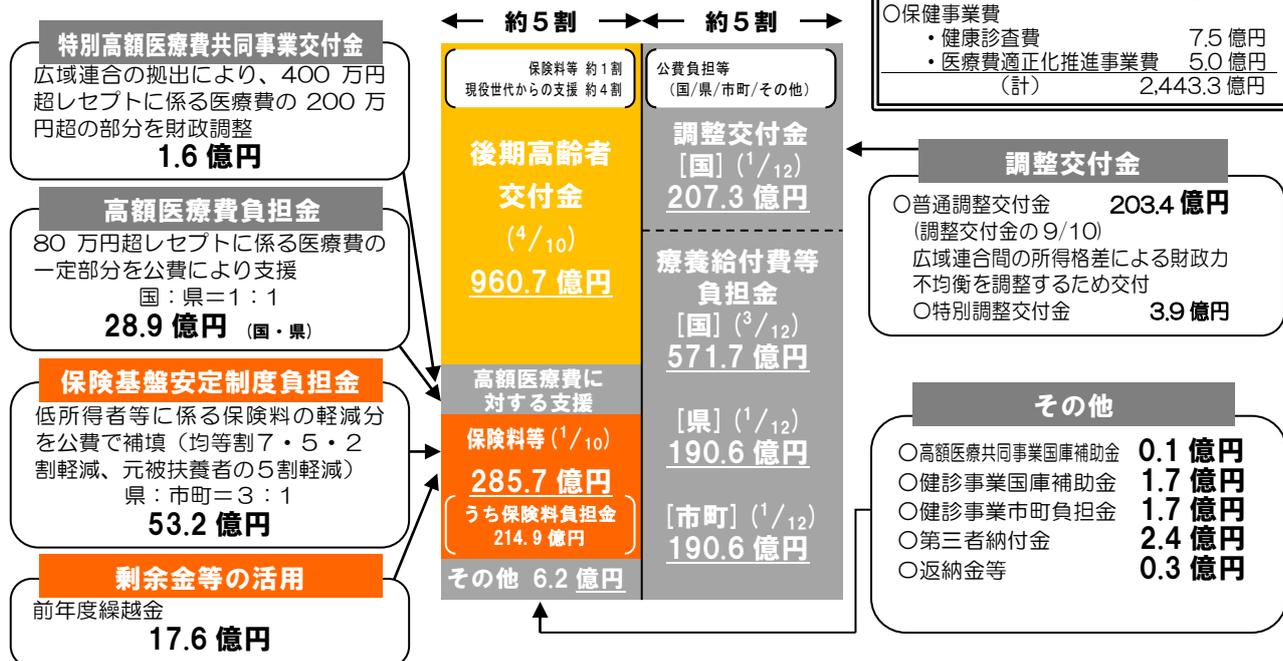


③ 制度の財源構成

財源構成は、患者負担（1割～3割）を除き、現役世代からの後期高齢者支援金（4割）及び公費（5割）のほか、高齢者が保険料（1割）を負担している。このうち公費負担は、国・県・市区町村が4対1対1の割合で負担している。

[後期高齢者医療制度の財源構成]

保険給付費等総額：2443.3億円（令和6年度予算ベース）



(3) 広域連合の組織体制

広域連合は、主に市町からの派遣職員により組織されている。

派遣職員は、市町間で公平な人員負担となるよう、被保険者数等を基に市町と個別協議した上で、原則として3年間の派遣としている。

被保険者数の増加に伴う業務量増等に対しては、組織の見直し、業務の効率化や会計年度任用職員の増員、さらには、データ入力事務や標準システム運用業務の委託により対応している。

○ 市町職員の派遣状況等

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
派遣元等	市	4	13	16	16	17	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	町	2	5	9	9	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	県	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	小計	9	20	26	26	25	26	26	26	26	26	26	26	26	26	27	27	27	27	27
非常勤/会任職		—	—	2	3	4	4	4	5	5	5	5	6	8	13	14	14	15	14	16
国保連		2	3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		11	23	29	30	29	30	30	31	31	31	31	32	34	39	41	41	42	41	43
県内市町数の推移		14市 19町	14市 17町	14市 16町	14市 13町	14市 12町					14市 11町									

【職員派遣の内訳（市）】

年度 市町	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
宇都宮市	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
足利市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木市		1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
佐野市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿沼市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日光市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小山市	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真岡市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大田原市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
矢板市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那須塩原市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
さくら市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那須烏山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下野市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市計	4	13	16	16	17	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

【職員派遣の内訳（町）】

年度 市町	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6
	上三川町		1	1	1		1	1	1			1	1	1				1	1
益子町			1	1		1	1	1					1	1	1				
茂木町						1	1			1	1	1				1	1	1	
市貝町					1	1			1	1							1	1	1
芳賀町						1	1		1	1				1	1	1			
壬生町	1	1	1	1	1		1	1			1	1	1				1	1	1
野木町			1	1	1				1	1				1	1	1			
塩谷町					1	1			1	1				1	1	1			
高根沢町	1	1	1	1			1	1			1	1	1				1	1	1
那須町			1	1	1			1	1					1	1	1			
那珂川町		1	1	1	1	1					1	1	1						1
(大平町)		1	1	1															
(岩舟町)			1	1	1														
町計	2	5	9	9	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

Ⅱ 事業の実施状況

1 被保険者

(1) 被保険者の推移

被保険者数は、制度発足当時から増加傾向にあり、平成28年度以降の増加数は、6,000人台で推移してきた。令和2・3年度は、一時的に増加数が鈍化しているが、令和4年度から、団塊の世代が75歳に到達し始めたため急増しており、今後も被保険者数の増加が見込まれる。一方、障害認定者数は、全体的に減少傾向であり、今年度も減少となっている。

【図表1】 被保険者数の推移（各年度6月末現在）（単位：人、%）

年度\区分	被保険者数			〔再掲〕障害認定者数	
	被保険者数	対前年増減数	対前年増減比	被保険者数	対前年増減数
平成20年度	208,635	—	—	9,073	—
平成21年度	214,129	5,494	2.63%	8,678	▲395
平成22年度	219,127	4,998	2.33%	8,183	▲495
平成23年度	224,033	4,906	2.24%	7,579	▲604
平成24年度	228,176	4,143	1.85%	7,285	▲294
平成25年度	232,940	4,764	2.09%	7,038	▲247
平成26年度	235,115	2,175	0.93%	6,969	▲69
平成27年度	240,056	4,941	2.10%	6,902	▲67
平成28年度	246,185	6,129	2.55%	6,726	▲176
平成29年度	252,884	6,699	2.72%	6,398	▲328
平成30年度	259,000	6,116	2.42%	6,317	▲81
令和元年度	266,365	7,365	2.84%	6,183	▲134
令和2年度	270,010	3,645	1.37%	6,212	29
令和3年度	270,651	641	0.24%	6,168	▲44
令和4年度	280,234	9,583	3.54%	5,789	▲379
令和5年度	292,222	11,988	4.28%	5,332	▲457
令和6年度	303,246	11,024	3.77%	4,951	▲381

【図表2】 年齢別被保険者数（各年度6月末現在）（単位：人）

年齢区分		令和5年度被保険者数	令和6年度被保険者数	対前年増減数
障害認定者	65歳～69歳	2,059	1,975	▲84
	70歳～74歳	3,273	2,976	▲297
75歳以上被保険者	75歳～79歳	112,396	119,393	6,997
	80歳～84歳	82,127	87,221	5,094
	85歳～89歳	54,361	53,347	▲1,014
	90歳～94歳	28,119	28,167	48
	95歳～99歳	8,677	8,937	260
	100歳～	1,210	1,230	20
計		292,222	303,246	11,024

医療保険制度の加入者数については、総人口が減少傾向にある中、国民健康保険の加入者は大きく減少し、共済組合と後期高齢者医療制度の加入者が増加している。

【図表 3】 医療保険制度の加入者数等（全国）（単位：千人、%）

	令和 3 年 3 月末現在		令和 4 年 3 月末現在		対前年 増減数
	加入者数	構成比	加入者数	構成比	
被用者保険	77,788	61.81 %	77,467	61.94 %	▲ 321
全国健康保険協会	40,296	32.02 %	40,265	32.19 %	▲ 31
組合管掌健康保険	28,681	22.79 %	28,382	22.69 %	▲ 299
法第 3 条第 2 項被保険者	16	0.01 %	16	0.01 %	0
船員保険	116	0.09 %	113	0.09 %	▲ 3
共済組合	8,679	6.90 %	8,690	6.95 %	11
国民健康保険	28,904	22.97 %	28,051	22.43 %	▲ 853
市町村国保	26,193	20.81 %	25,369	20.28 %	▲ 824
国保組合	2,711	2.15 %	2,683	2.14 %	▲ 28
後期高齢者医療制度	18,060	14.35 %	18,434	14.74 %	374
生活保護法適用者	2,053	1.63 %	2,036	1.63 %	▲ 17
統計上の不突合	▲ 951	▲ 0.76 %	▲ 916	▲ 0.73 %	35
総人口	125,855		125,071		▲ 784

※ 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料（令和 3 年 3 月末現在）」（令和 5 年 1 月公表）及び「医療保険に関する基礎資料（令和 4 年 3 月末現在）」（令和 5 年 1 2 月公表）による。

総人口は、総務省統計局「人口推計月報」による各年 4 月 1 日現在の総人口。

※ 国統計は千人単位であるため、計は不整合となる。

(2) 自己負担割合別被保険者数

現役並み所得者とされる自己負担割合が3割の被保険者の割合は、市町ごとに差は見られるが、平均で6.1%となっている。また、令和4年10月から新たに導入された2割の被保険者の割合は、平均で18.2%となった。

【図表4】 市町別・負担割合別被保険者数（令和6年7月1日現在）

(単位：人、%)

市町名	被保険者数 (人)	1割負担 (人)	構成率 (%)	2割負担 (人)	構成率 (%)	3割負担 (人)	構成率 (%)
宇都宮市	72,191	50,599	70.1	15,916	22.0	5,676	7.9
足利市	26,780	21,069	78.7	4,177	15.6	1,534	5.7
栃木市	26,809	20,710	77.3	4,656	17.4	1,443	5.4
佐野市	19,277	15,379	79.8	2,809	14.6	1,089	5.6
鹿沼市	15,642	12,129	77.5	2,558	16.4	955	6.1
日光市	15,716	12,429	79.1	2,519	16.0	768	4.9
小山市	22,492	16,690	74.2	4,336	19.3	1,466	6.5
真岡市	11,022	8,507	77.2	1,876	17.0	639	5.8
大田原市	10,899	8,579	78.7	1,769	16.2	551	5.1
矢板市	5,646	4,272	75.7	1,042	18.5	332	5.9
那須塩原市	17,229	12,998	75.4	3,180	18.5	1,051	6.1
さくら市	6,433	4,991	77.6	1,080	16.8	362	5.6
那須烏山市	5,041	4,154	82.4	693	13.7	194	3.8
下野市	8,220	5,947	72.3	1,722	20.9	551	6.7
上三川町	3,851	2,839	73.7	783	20.3	229	5.9
益子町	3,523	2,889	82.0	490	13.9	144	4.1
茂木町	2,788	2,298	82.4	385	13.8	105	3.8
市貝町	1,756	1,441	82.1	254	14.5	61	3.5
芳賀町	2,594	2,143	82.6	301	11.6	150	5.8
壬生町	6,416	4,810	75.0	1,217	19.0	389	6.1
野木町	4,233	2,883	68.1	1,091	25.8	259	6.1
塩谷町	2,192	1,822	83.1	281	12.8	89	4.1
高根沢町	3,931	3,013	76.6	679	17.3	239	6.1
那須町	5,359	4,252	79.3	836	15.6	271	5.1
那珂川町	3,206	2,732	85.2	390	12.2	84	2.6
合計	303,246	229,575	75.7	55,040	18.2	18,631	6.1

- ※3割負担 … 住民税課税所得が145万円以上の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）
 2割負担 … 3割負担以外で住民税課税所得が28万円以上の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）
 1割負担 … 2割・3割負担以外の被保険者

2 保険料

(1) 保険料率の改定

保険料率は、2年に一度見直されることになっている。

第9期となる令和6・7年度の保険料率は、被保険者数の増加による医療費の増加に加え、国の医療保険制度改革に伴う後期高齢者負担率の引き上げや出産育児支援金等の導入による影響から、均等割額を45,600円、所得割率を8.84%と10年ぶりに引き上げた。

【図表5】 栃木県後期高齢者医療保険料率の推移

区 分	第1期 H20・21	第2期 H22・23	第3期 H24・25	第4期～第8期 H26～R5	第9期 R6・7
均等割額(円)	37,800	37,800	42,000	43,200	45,600
所得割率(%)	7.14	7.18	8.54	8.54	8.84

(2) 保険料の軽減対策

保険料では低所得者ほど負担を少なくするという観点から、所得に応じた均等割額の軽減を行っている。また、被用者保険（企業等に雇用されている方が加入する保険）の被扶養者であった方についても、2年間の均等割額5割軽減を行っている。

軽減状況については、被保険者全体に占める軽減該当者の割合は、前年度と比較し0.15%増加となった。

【図表6】 栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況

区 分	令和5年度該当者 (7月現在)		令和6年度該当者 (7月現在)		対前年 増減数 (人)
	人数(人)	被保険者数に占める割合(%)	人数(人)	被保険者数に占める割合(%)	
均等割額7割軽減※1 (R5 12,900円、R6 13,600円)	118,161	39.90	120,688	39.27	2,527
均等割額5割軽減※2 (R5 21,600円、R6 22,800円)	42,389	14.31	45,402	14.77	3,013
均等割額2割軽減※3 (R5 34,500円、R6 36,400円)	34,128	11.52	36,387	11.84	2,259
小 計	194,678	65.75	202,477	65.90	7,799
元被扶養者均等割額5割軽減※4 (R5 21,600円、R6 22,800円)	1,637	0.55	1,707	0.55	70
合 計	196,315	66.30	204,184	66.45	7,869

() 内の数字は軽減後の均等割額

※1 元被扶養者で低所得者7割軽減に該当する被保険者を含む。

※2 元被扶養者で低所得者5割軽減に該当する被保険者を含む。

※3 元被扶養者軽減終了後に2割軽減に該当する被保険者を含む。

※4 元被扶養者で低所得者5割軽減に該当する被保険者を除く。

(3) 保険料の賦課状況

令和6年度の決定保険料額については、被保険者数の増加や所得の伸びなどから、約22億3,500万円の増額となった。また、一人当たり平均保険料額についても、軽減前と軽減後において令和5年度より増額となった。

全国的に見ると、一人当たりの月額平均保険料は、都道府県ごとの平均所得額の差もあって、4,000円台から9,000円台まで約2倍以上の差が生じている。栃木県の一人当たり月額平均保険料は、全国平均額より約1,200円低い状況にある。

【図表7】 保険料当初賦課の状況

		令和5年度 (7月現在)	令和6年度 (7月現在)	対前年増減額
決定保険料額(円)		19,058,043,300	21,293,148,700	2,235,105,400
(軽減前)一人当たり 平均保険料(円)	年額	81,633	87,438	5,805
	月額	6,803	7,287	484
(軽減後)一人当たり 平均保険料(円)	年額	64,512	69,481	4,969
	月額	5,376	5,790	414

【図表8】 後期高齢者医療広域連合別保険料率及び一人当たり月額平均保険料額《抜粋》

都道府県名	第8期(令和4・5年度)				都道府県名	第9期(令和6・7年度)			
	均等割額(円)	所得割率(%)	1人当たり 月額平均保険料額(円)	順位		均等割額(円)	所得割率(%)	1人当たり 月額平均保険料額(円) (見込)	順位
全国	47,777	9.34	6,575	—	全国	50,389	10.21	7,137	—
栃木県	43,200	8.54	5,490	32	栃木県	45,600	8.84	5,891	36
東京都	46,400	9.49	8,986	1	東京都	47,300	9.67	9,279	1
神奈川県	43,100	8.78	7,875	2	神奈川県	45,900	10.08	8,868	2
愛知県	49,398	9.57	7,688	3	愛知県	53,438	11.13	8,615	3
大阪府	54,461	11.12	7,586	4	沖縄県	56,400	11.60	8,157	4
奈良県	50,500	9.93	7,290	5	大阪府	57,172	11.75	7,972	5
秋田県	44,310	8.27	4,062	47	秋田県	45,260	9.02	4,443	47

※令和6年4月1日厚生労働省「後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率について」の値を加工。

※第9期(令和6・7年度)の「1人当たり月額平均保険料額(円)(見込)」の値は2カ年の平均額。

※「1人当たり月額平均保険料額(円)(見込)」の値で順位付けを行った。

(4) 保険料収納率

制度開始の平成20年度以降の現年度分保険料収納率は、図表9のとおりである。栃木県の令和5年度収納率は令和4年度収納率から0.02ポイント増加の99.51%となった。

【図表9】 栃木県後期高齢者医療保険料収納率（現年度分）

区分	収納率 (%)	前年度比較
平成20年度	98.82	—
平成21年度	99.05	0.23
平成22年度	99.16	0.11
平成23年度	99.22	0.06
平成24年度	99.20	▲ 0.02
平成25年度	99.26	0.06
平成26年度	99.32	0.06
平成27年度	99.31	▲ 0.01
平成28年度	99.38	0.07
平成29年度	99.38	0.00
平成30年度	99.37	▲ 0.01
令和元年度	99.36	▲ 0.01
令和2年度	99.54	0.18
令和3年度	99.54	0.00
令和4年度	99.49	▲ 0.05
令和5年度	99.51	0.02

【図表10】 後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率（現年度分） 《抜粋》

令和3年度						令和4年度					
都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位	都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位
全国平均	99.54	—	全国平均	98.95	—	全国平均	—	—	全国平均	—	—
栃木県	99.54	36	栃木県	98.67	41	栃木県	99.49	—	栃木県	98.63	—
島根県	99.80	1	愛知県	99.40	1	—	—	—	—	—	—
岩手県	99.75	2	島根県	99.37	2	—	—	—	—	—	—
佐賀県	99.75	3	奈良県	99.31	3	—	—	—	—	—	—
長野県	99.73	4	佐賀県	99.31	4	—	—	—	—	—	—
愛知県	99.71	5	愛媛県	99.27	5	—	—	—	—	—	—
東京都	99.21	47	徳島県	98.23	47	—	—	—	—	—	—

※令和3年度の数値等は、令和5年6月30日厚生労働省「令和3年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況について」から抜粋。令和4年度は公表前のため栃木県の数値のみ記載。

【図表 1 1】 保険料収納率（現年度分）《特別徴収＋普通徴収》

各年度翌年5月末現在

市町名	令和5年度			令和4年度			対前年増減額 (R5-R4)		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
01 宇都宮市	5,368,584,550	5,334,611,550	99.37	5,127,461,150	5,095,564,110	99.38	241,123,400	239,047,440	▲ 0.01
02 足利市	1,582,175,100	1,572,249,900	99.37	1,525,171,700	1,516,296,800	99.42	57,003,400	55,953,100	▲ 0.05
03 栃木市	1,650,837,300	1,644,927,036	99.64	1,589,989,300	1,583,080,842	99.57	60,848,000	61,846,194	0.07
04 佐野市	1,135,738,000	1,129,961,600	99.49	1,089,130,100	1,083,537,700	99.49	46,607,900	46,423,900	0.00
05 鹿沼市	962,656,200	957,618,426	99.48	913,742,500	907,849,440	99.36	48,913,700	49,768,986	0.12
06 日光市	918,333,900	910,717,800	99.17	884,014,100	876,541,600	99.15	34,319,800	34,176,200	0.02
07 小山市	1,546,669,100	1,539,260,068	99.52	1,479,770,900	1,471,636,314	99.45	66,898,200	67,623,754	0.07
08 真岡市	699,231,300	696,166,387	99.56	665,146,700	662,440,680	99.59	34,084,600	33,725,707	▲ 0.03
09 大田原市	631,206,200	630,474,102	99.88	602,232,700	601,808,600	99.93	28,973,500	28,665,502	▲ 0.05
10 矢板市	360,741,000	358,011,800	99.24	344,080,900	341,918,700	99.37	16,660,100	16,093,100	▲ 0.13
11 那須塩原市	1,104,989,300	1,102,636,252	99.79	1,053,226,100	1,049,458,600	99.64	51,763,200	53,177,652	0.15
12 さくら市	392,912,400	392,407,500	99.87	367,486,700	366,668,900	99.78	25,425,700	25,738,600	0.09
13 那須烏山市	264,207,500	263,611,107	99.77	256,794,800	255,927,087	99.66	7,412,700	7,684,020	0.11
14 下野市	580,261,100	578,010,500	99.61	559,488,200	556,879,800	99.53	20,772,900	21,130,700	0.08
15 上三川町	253,885,500	253,286,700	99.76	239,495,400	238,361,800	99.53	14,390,100	14,924,900	0.23
16 益子町	186,427,600	184,838,500	99.15	180,886,600	179,771,600	99.38	5,541,000	5,066,900	▲ 0.23
17 茂木町	144,068,500	143,826,900	99.83	136,641,400	136,474,600	99.88	7,427,100	7,352,300	▲ 0.05
18 市貝町	91,266,300	90,950,400	99.65	85,849,600	85,410,900	99.49	5,416,700	5,539,500	0.16
19 芳賀町	145,078,000	144,938,800	99.90	134,509,300	134,374,800	99.90	10,568,700	10,564,000	0.00
20 壬生町	419,968,700	418,066,400	99.55	401,183,800	399,725,300	99.64	18,784,900	18,341,100	▲ 0.09
21 野木町	297,305,000	296,493,970	99.73	280,440,100	279,991,700	99.84	16,864,900	16,502,270	▲ 0.11
22 塩谷町	116,478,000	116,317,400	99.86	109,513,000	109,356,896	99.86	6,965,000	6,960,504	0.00
23 高根沢町	252,593,000	252,187,900	99.84	239,202,200	238,691,100	99.79	13,390,800	13,496,800	0.05
24 那須町	311,818,300	310,509,989	99.58	300,827,500	300,132,700	99.77	10,990,800	10,377,289	▲ 0.19
25 那珂川町	149,798,600	149,555,200	99.84	144,512,700	143,334,500	99.18	5,285,900	6,220,700	0.66
計	19,567,230,450	19,471,636,187	99.51	18,710,797,450	18,615,235,069	99.49	856,433,000	856,401,118	0.02

※収納率の数値は、小数点第2位未満を四捨五入

【図表 1 2】 保険料収納率（現年度分）《普通徴収》

各年度翌年5月末現在

市町名	令和5年度			令和4年度			対前年増減額 (R5-R4)		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
01 宇都宮市	2,124,611,250	2,090,638,250	98.40	2,019,024,100	1,987,127,060	98.42	105,587,150	103,511,190	▲ 0.02
02 足利市	630,415,700	620,490,500	98.43	612,103,900	603,229,000	98.55	18,311,800	17,261,500	▲ 0.12
03 栃木市	571,440,300	565,530,036	98.97	544,374,200	537,465,742	98.73	27,066,100	28,064,294	0.24
04 佐野市	448,449,600	442,673,200	98.71	426,659,200	421,066,800	98.69	21,790,400	21,606,400	0.02
05 鹿沼市	355,186,400	350,148,626	98.58	337,970,800	332,077,740	98.26	17,215,600	18,070,886	0.32
06 日光市	303,588,900	295,972,800	97.49	294,706,800	287,234,300	97.46	8,882,100	8,738,500	0.03
07 小山市	589,113,000	581,703,968	98.74	568,766,500	560,631,914	98.57	20,346,500	21,072,054	0.17
08 真岡市	253,145,600	250,080,687	98.79	240,194,300	237,488,280	98.87	12,951,300	12,592,407	▲ 0.08
09 大田原市	209,183,700	208,451,602	99.65	202,909,600	202,485,500	99.79	6,274,100	5,966,102	▲ 0.14
10 矢板市	125,809,500	123,080,300	97.83	116,919,300	114,757,100	98.15	8,890,200	8,323,200	▲ 0.32
11 那須塩原市	394,517,100	392,164,052	99.40	372,856,200	369,088,700	98.99	21,660,900	23,075,352	0.41
12 さくら市	137,343,600	136,838,700	99.63	121,978,700	121,160,900	99.33	15,364,900	15,677,800	0.30
13 那須烏山市	76,381,500	75,785,107	99.22	76,626,900	75,759,187	98.87	▲ 245,400	25,920	0.35
14 下野市	220,081,500	217,830,900	98.98	211,553,500	208,945,100	98.77	8,528,000	8,885,800	0.21
15 上三川町	89,502,300	88,903,500	99.33	83,770,800	82,637,200	98.65	5,731,500	6,266,300	0.68
16 益子町	56,153,500	54,564,400	97.17	57,673,800	56,558,800	98.07	▲ 1,520,300	▲ 1,994,400	▲ 0.90
17 茂木町	38,243,300	38,001,700	99.37	34,306,100	34,139,300	99.51	3,937,200	3,862,400	▲ 0.14
18 市貝町	24,824,100	24,508,200	98.73	25,932,500	25,493,800	98.31	▲ 1,108,400	▲ 985,600	0.42
19 芳賀町	46,700,600	46,561,400	99.70	43,079,300	42,944,800	99.69	3,621,300	3,616,600	0.01
20 壬生町	175,242,500	173,340,200	98.91	167,962,200	166,503,700	99.13	7,280,300	6,836,500	▲ 0.22
21 野木町	129,439,200	128,628,170	99.37	132,325,700	131,877,300	99.66	▲ 2,886,500	▲ 3,249,130	▲ 0.29
22 塩谷町	33,491,500	33,330,900	99.52	28,794,700	28,638,596	99.46	4,696,800	4,692,304	0.06
23 高根沢町	87,242,900	86,837,800	99.54	81,556,300	81,045,200	99.37	5,686,600	5,792,600	0.17
24 那須町	112,951,100	111,642,789	98.84	112,026,000	111,331,200	99.38	925,100	311,589	▲ 0.54
25 那珂川町	39,546,900	39,303,500	99.38	36,210,300	35,032,100	96.75	3,336,600	4,271,400	2.63
計	7,272,605,550	7,177,011,287	98.69	6,950,281,700	6,854,719,319	98.63	322,323,850	322,291,968	0.06

※収納率の数値は、小数点第2位未満を四捨五入

3 療養給付費

(1) 後期高齢者医療費の状況

後期高齢者医療における本県の医療費は、被保険者数の増加とともに増える傾向にあるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控え等がみられ医療費総額が減少した。一人あたり医療費は、令和4年度には感染症の影響を受ける前の水準に戻っており、以降、被保険者数の大幅な増加も影響し、医療費総額、一人あたり医療費ともに増加傾向にある。

全国の後期高齢者医療費も、本県と同様の動きを示している。

【図表13】 栃木県の後期高齢者医療費（※）

診療年度 3～2月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度比 (%)	一人あたり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成30年度	260,697	213,728,420,532	1.9	819,835	▲ 0.6
令和元年度	267,263	222,731,739,443	4.2	833,380	1.7
令和2年度	270,265	217,691,795,208	▲ 2.3	805,475	▲ 3.3
令和3年度	272,627	225,607,323,759	3.6	827,531	2.7
令和4年度	282,760	235,421,637,100	4.4	832,585	0.6
令和5年度	294,285	248,255,173,463	5.5	843,588	1.3

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和5年度）】

【図表14】 全国の後期高齢者医療費（※）

診療年度 4～3月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度比 (%)	一人あたり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成30年度	17,457,374	16,271,216,021,587	2.3	932,054	▲ 0.3
令和元年度	17,897,898	16,907,366,580,090	3.9	944,656	1.4
令和2年度	18,067,520	16,491,059,830,268	▲ 2.5	912,746	▲ 3.4
令和3年度	18,187,568	16,943,651,860,660	2.7	931,606	2.1
令和4年度	18,800,462	17,816,677,287,277	5.2	947,672	1.7
令和5年度	19,469,212	18,610,676,275,086	4.5	955,904	0.9

【資料：国民健康保険中央会 HP「医療費速報 令和5年度診療分」】

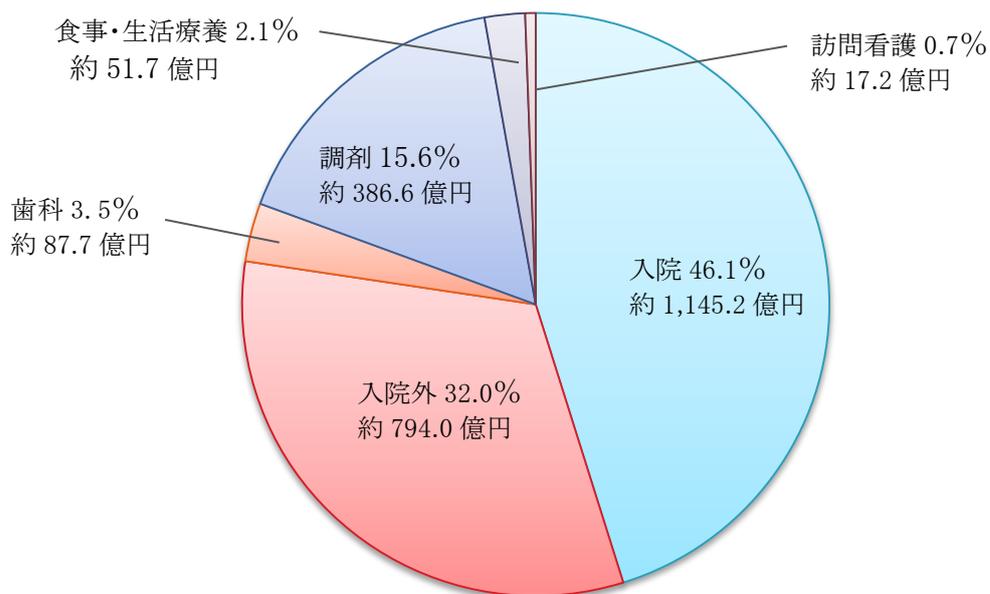
※医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、移送費は含まれていない。

(2) 医療費の内訳と構成比

栃木県では入院が 45.8%、次いで入院外の 32.1%、調剤の 15.8%の順になっており、この3種別で全体の 93.7%を占めている。

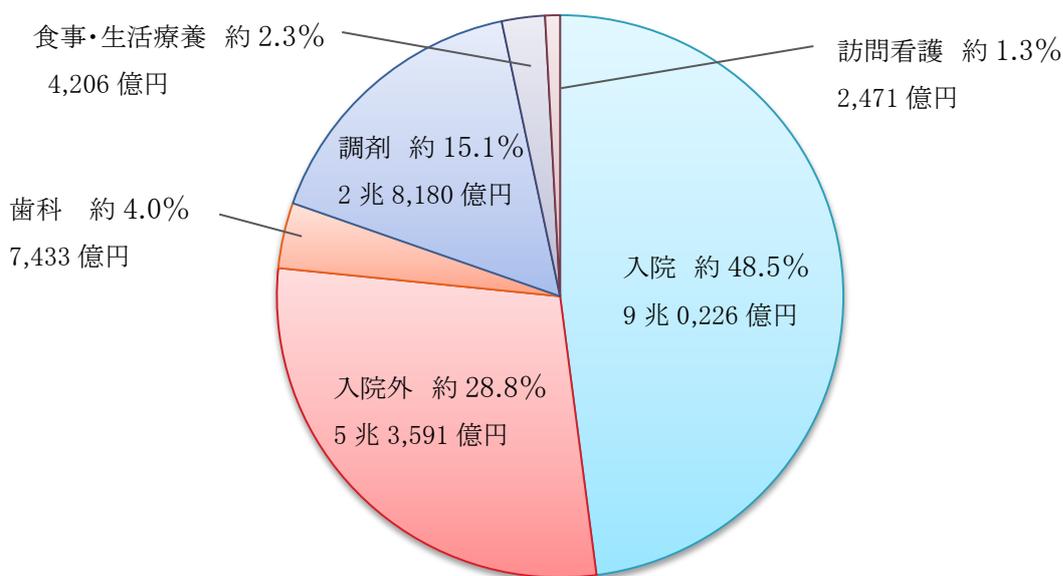
全国と比較すると、入院が 2.6 ポイント、歯科が 0.5 ポイント低い値になっている。一方、入院外は 3.1 ポイント高い値になっている。

【図表 15】 栃木県の後期高齢者医療費の内訳



【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和 5 年度）】

【図表 16】 全国の後期高齢者医療費の内訳



【資料：国民健康保険中央会 HP「医療費速報 令和 5 年度診療分」】

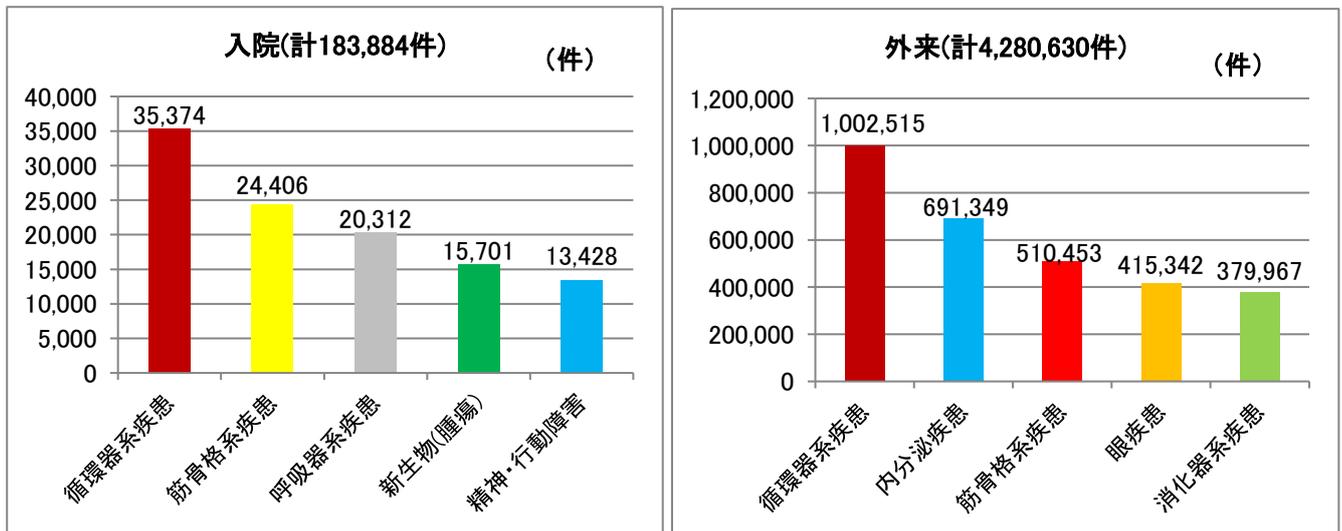
(3) 本県における疾病状況

令和5年度分のレセプト（医科・歯科）より、本県の後期高齢者医療被保険者にかかる疾病状況について把握・分類した。

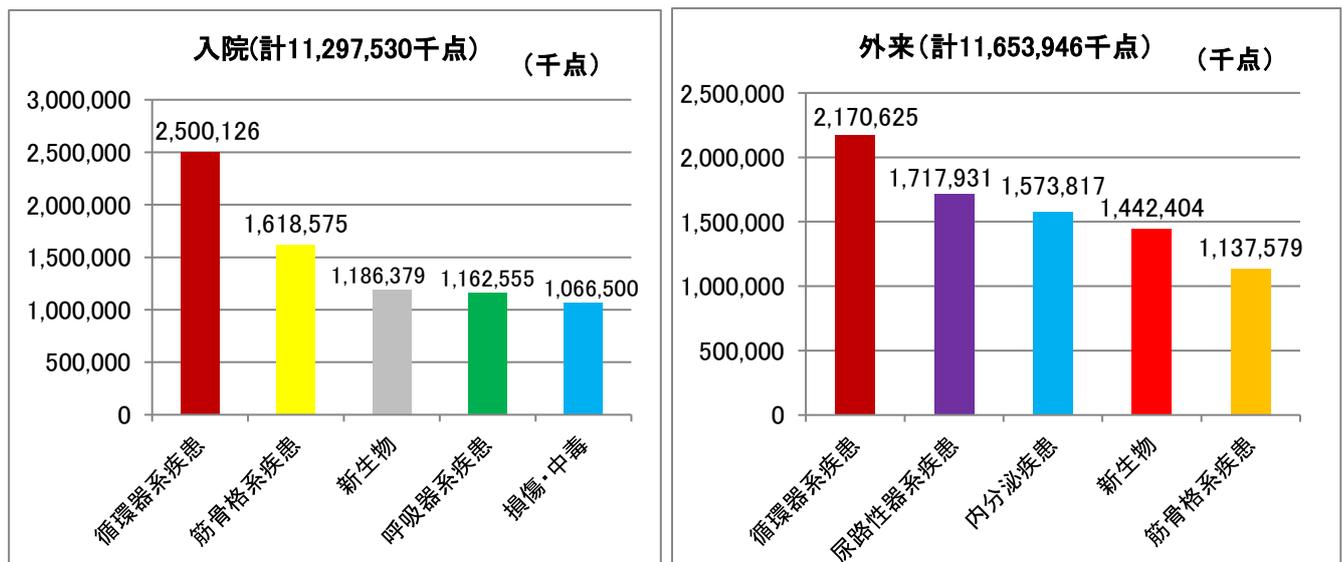
疾病大分類別件数・点数上位疾病をみると、入院・外来とも循環器系疾患が1位となっている。

また、入院は、件数・点数とも筋骨格系疾患が2位、外来は、件数では内分泌疾患、点数では、尿路性器系の疾患がそれぞれ2位となっている。

【図表17】 【図表18】 疾病大分類別 件数上位5疾病



【図表19】 【図表20】 疾病大分類別 点数上位5疾病



(4) 高額レセプトの状況

80万円以上のレセプトは、件数、医療費ともに増加しており、医療費全体に占める構成比も増加している。

【図表 2 1】

80万円以上のレセプト

年度	件数 (件)	医療費 (円)		
		構成比 (%)		構成比 (%)
平成 30 年度	38,458	0.5	47,909,070,375	22.4
令和元年度	41,623	0.6	52,411,910,269	23.5
令和2年度	42,608	0.6	54,487,716,597	25.0
令和3年度	45,187	0.6	58,173,684,231	26.7
令和4年度	49,507	0.6	64,190,030,708	27.3
令和5年度	53,884	0.7	70,271,067,507	28.3

※「構成比」は、療養給付費全体の件数・費用額に占める割合を示す。

※ 80万円を超える費用額の一部については、「高額医療費負担金」として、国・県が4分の1ずつ負担する。令和5年度は、国・県から各々1,313,065,960円が交付された。

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和5年度）、療養給付費国庫負担金令和5年度実績報告】

(5) 都道府県別の一人当たり医療費

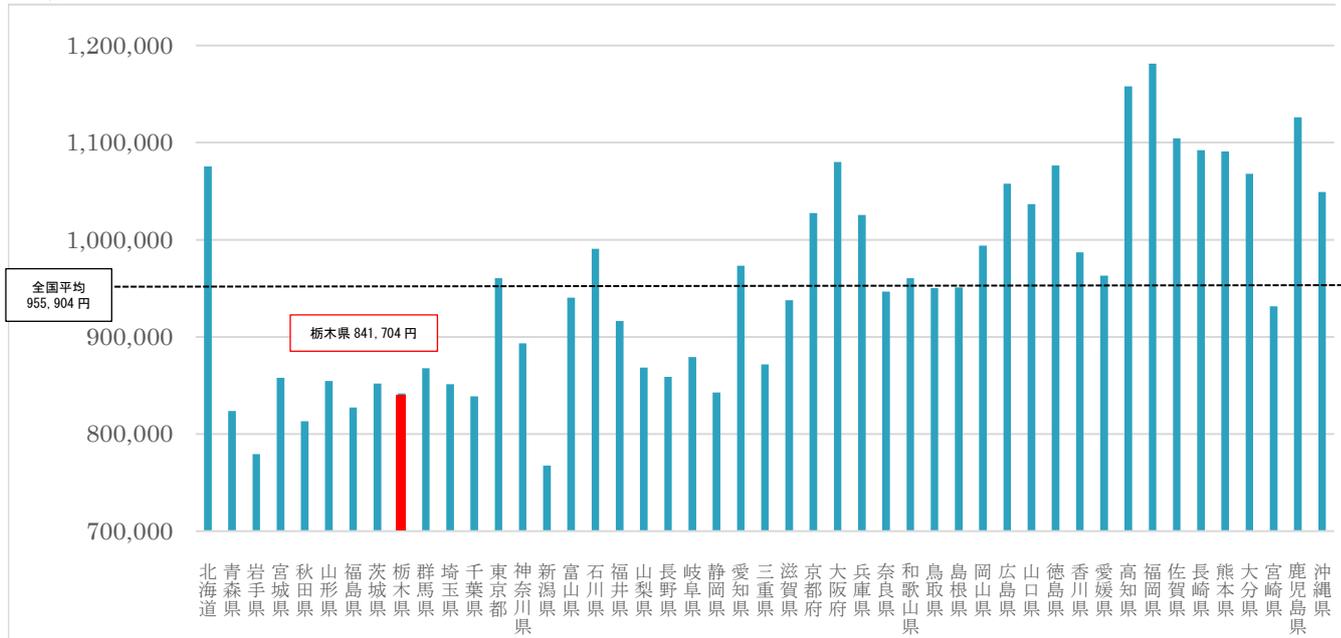
栃木県は、被保険者1人当たり医療費において41位と低い水準になっており、全国平均よりも10万円以上低い額になっている。

全国的には、北海道を除き西日本が高く、東日本が低い傾向が見られる。

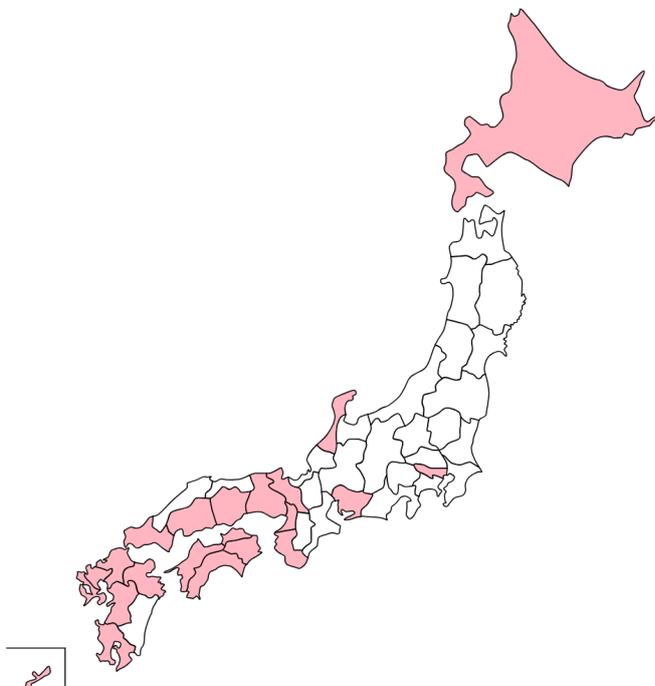
【図表22】

【資料：国民健康保険中央会「令和5年度年間分医療費速報」】

(単位：円)



【図表23】 一人当たり医療費が全国平均以上の都道府県



一人当たり医療費	
栃木県 (41位)	841,704円
全国平均	955,904円
福岡県 (1位)	1,181,148円
新潟県 (47位)	767,579円

凡 例	
	全国平均以上 (22都道府県)
	全国平均以下 (25県)

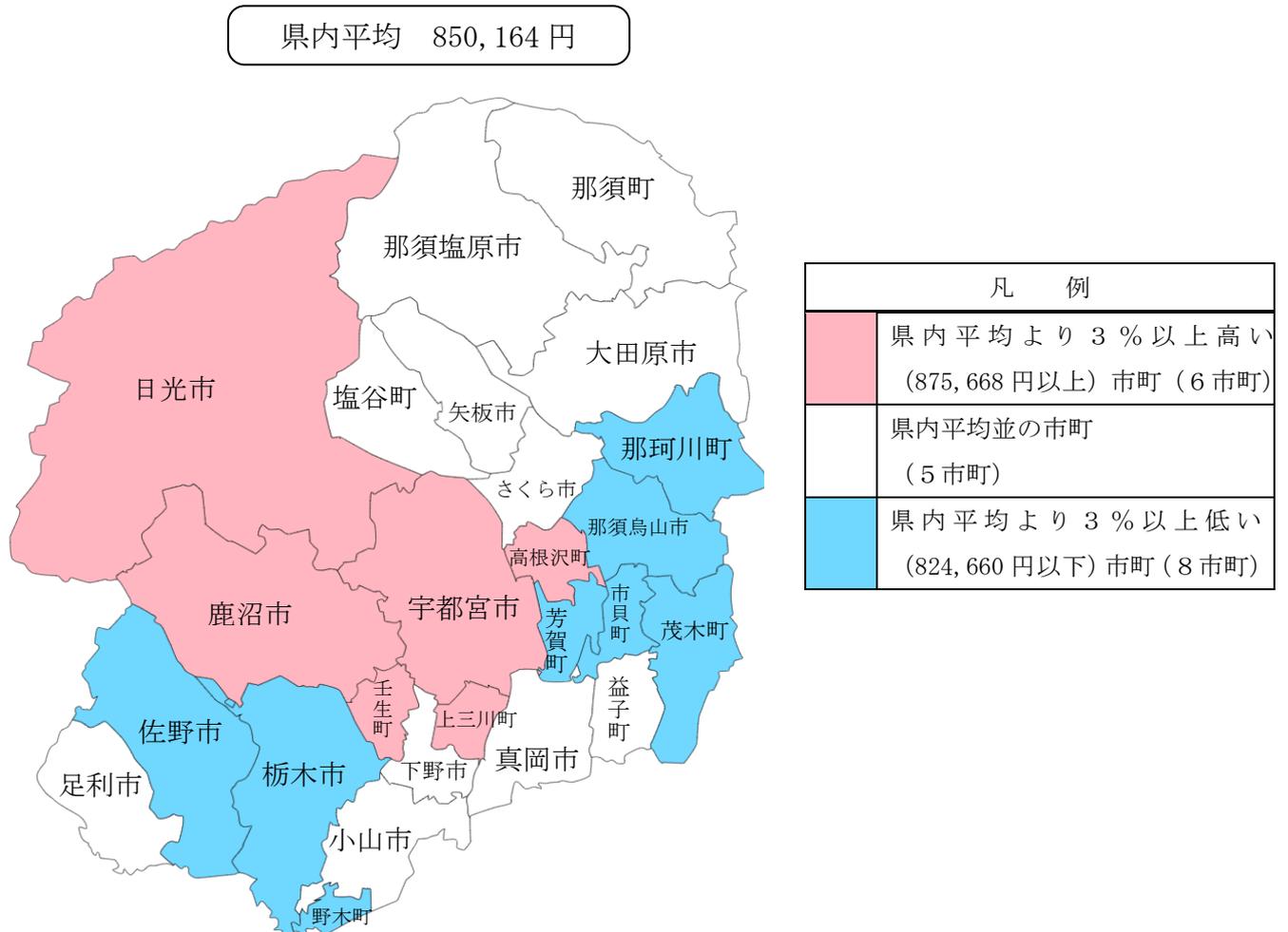
※令和5年4月から令和6年3月診療分の療養給付費合計費用額

【資料：国民健康保険中央会「令和5年度年間分医療費速報」】

(6) 県内市町別の一人当たり医療費

栃木県における被保険者一人あたり医療費を市町別に見ると、県東・県南が低い傾向となっている。

【図表 2 4】 一人当たり医療費の県内比較



【図表 2 5】 一人当たり医療費の順位表

順位	市町名	一人あたり医療費	順位	市町名	一人あたり医療費	順位	市町名	一人あたり医療費
1	日光市	926,174	10	那須塩原市	848,744	20	茂木町	811,765
2	壬生町	914,013	11	益子町	846,499	21	佐野市	810,964
3	上三川町	910,962	12	那須町	842,386	22	栃木市	799,394
4	鹿沼市	898,483	13	矢板市	834,212	23	那珂川町	757,382
5	高根沢町	888,373	14	小山市	830,011	24	那須烏山市	743,832
6	宇都宮市	879,787	15	足利市	827,903	25	市貝町	731,797
7	大田原市	872,997	16	さくら市	826,385			
8	下野市	850,648	17	真岡市	825,931			
	栃木県全体平均	850,164	18	芳賀町	823,601			
9	塩谷町	850,097	19	野木町	811,872			

※令和 5 年 3 月から令和 6 年 2 月診療分の療養給付費、療養費及び移送費の合計費用額

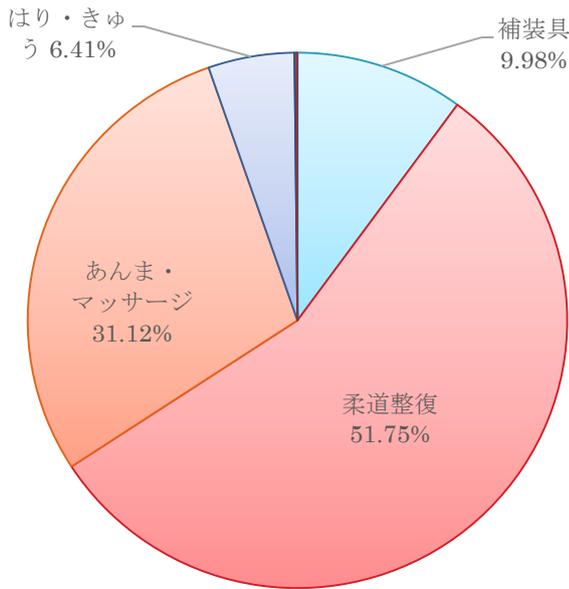
【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和 5 年度）】

4 その他の給付

(1) 療養費

本県の療養費の費用額は例年年額21～22億円であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少し、令和3年度以降、その影響を受けて費用額が留まっている。

【図表26】 療養費の内訳



費用額の割合

種別	件数 (件)	費用額 (円)	割合 (%)
補装具	5,461	193,162,838	9.98
柔道整復	103,696	1,001,413,032	51.75
あんま・マッサージ	22,825	602,077,825	31.12
はり・きゅう	6,682	124,024,592	6.41
一般診療	158	13,636,775	0.71
その他(海外療養費)	21	648,486	0.03
合計	138,843	1,934,963,548	100

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報(令和5年度)】

【図表27】 療養費の状況

年度	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	対前年度比 (%)
平成30年度	147,515	2,136,267,974	▲ 3.5	12,104,716	185,419,146	▲ 0.7
令和元年度	150,251	2,166,393,543	1.4	12,348,021	189,466,981	2.2
令和2年度	136,016	1,896,048,300	▲ 12.5	10,428,073	161,715,567	▲ 14.6
令和3年度	129,210	1,903,265,351	0.4	10,545,567	165,143,328	2.1
令和4年度	129,650	1,851,334,535	▲ 2.7			
令和5年度	139,172	1,934,963,548	4.5			

※食事標準負担差額及び災害減免償還払の件数を含む。

【資料：e-Stat 後期高齢者医療事業状況報告】

(2) 葬祭費

栃木県において葬祭費は、令和3年度に8億円に達し、令和4年度・令和5年度とも9億円を超えた。

【図表28】

	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	対前年度比 (%)
令和元年度	15,667	783,350,000	6.7	982,474	42,426,141	1.1
令和2年度	15,571	778,550,000	▲0.6	988,878	42,769,849	0.8
令和3年度	16,381	819,050,000	5.2	1,040,429	45,025,138	5.3
令和4年度	18,412	920,600,000	12.4			
令和5年度	18,073	903,650,000	▲1.8			

【資料：(全国) e-Stat 後期高齢者医療事業状況報告 (栃木県) 栃木県後期高齢者医療広域連合年報 (令和5年度)】

5 保健事業等

(1) 保健事業実施計画（2期計画）

①計画の趣旨

保健事業実施計画（2期計画）は、健康・医療情報等を活用しながらP D C Aサイクルに沿って効果的、効率的に保健事業を実施することにより、高齢者の健康の保持増進、生活の質の維持向上を図るとともに、医療費の適正化等を通じて、後期高齢者医療制度の持続的な安定運営を目指す。

②位置付け

「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン（2期計画）」、「栃木県医療費適正化計画（3期計画）」、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（8期計画）」及び市町で策定している健康増進計画等との調和を図る。

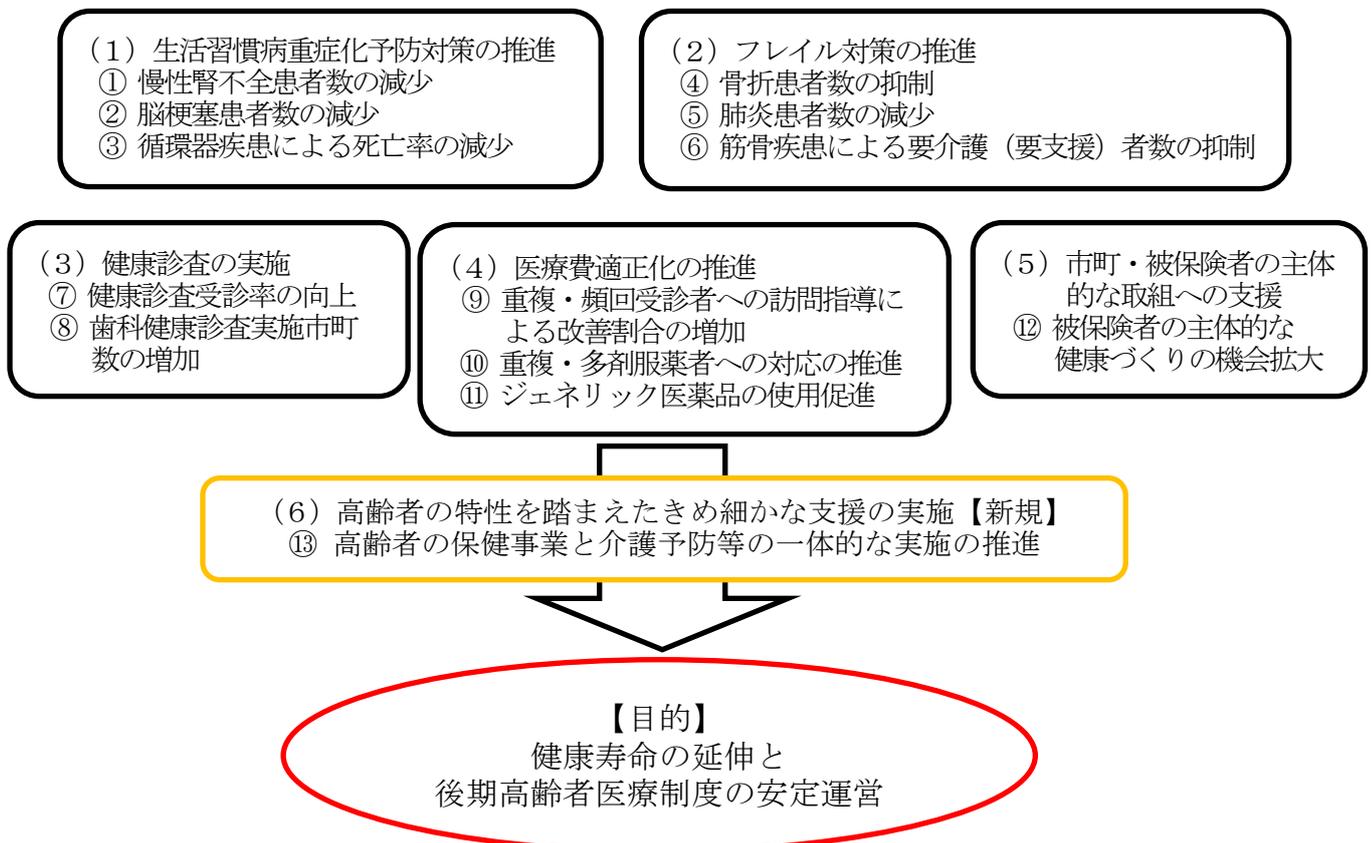
③計画期間

平成30年度～令和5年度までの6か年とする。

④計画の中間評価・見直し

計画の中間年に当たる令和2年度において、各保健事業の目標達成状況や取組成果を検証し、中間評価を行った上で見直しを実施した。

《施策及び健康課題等》



(2) 保健事業の実施内容

①生活習慣病重症化予防事業（平成30年度より実施）

生活習慣病重症化予防事業は、健康診査の結果及びレセプトデータから、生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関未受診である者に対し、生活習慣病の重症化を予防するため、受診勧奨等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的として実施している。

<令和5年度実施状況>

令和5年度は、104人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった69人に対して再勧奨を実施した。

②糖尿病重症化予防事業（令和3年度より実施）

糖尿病重症化予防事業は、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、糖尿病未治療者や治療中断者に対し、糖尿病発症や重症化、人工透析への移行を予防するため、受診勧奨等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的として実施している。

<令和5年度実施状況>

令和5年度は、91人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった47人に対して再勧奨を実施した。また、再勧奨後においても医療機関を未受診である者に対しては、訪問又は電話による面談を実施した。

③フレイル対策事業（平成30年度より実施）

フレイル対策事業は、フレイルの概念及び予防の重要性を高齢者及び高齢者にかかわる専門職等に周知するとともに、効果的な保健事業を先行的に実施することで市町の体制づくりを支援し、高齢者のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的として実施している。

<令和5年度実施状況>

令和5年度は、フレイル予防についてホームページに記事を掲載するとともに、栃木県老人クラブ連合会及び栃木県シルバー人材センター連合会を介して、各団体へリーフレットを配布し、フレイルの概念の普及・啓発に努めた。また、フレイル対策の連携のため、市町の高齢者保健事業担当者及び栃木県フレイル予防指導者向けの研修会を開催した。

フレイル（低栄養）対策保健事業では、令和4年度の健康診査結果においてBMIが20以下で、令和3年度から2kg以上体重が減少している低栄養のおそれのある者の内、70人に対して委託先の栃木県栄養士会の管理栄養士が、訪問又は電話による相談・指導を実施した。

④健康診査事業（平成20年度より実施）

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施に当たっては、被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

なお、令和5年度の受診率は30.5%（対前年度比0.3%増）となり、新型コロナウイルス感染症の拡大以前である令和元年度の受診率（30.1%）を上回ったが、保健事業実施計画の目標値である受診率35%には至らなかった。

【図表29】 令和5年度実施状況

市町名	対象者数（人）	受診者数（人）				受診率（%）
		集 団	個 別	人間ドック	計	
宇都宮市	60,351	3,679	12,751	1,006	17,436	28.9
足利市	22,557	666	5,787	214	6,667	29.6
栃木市	22,226	3,327	1,797	282	5,406	24.3
佐野市	16,186	1,246	2,227	237	3,710	22.9
鹿沼市	13,198	345	3,686	322	4,353	33.0
日光市	13,280	3,058	734	184	3,976	29.9
小山市	18,999	3,617	2,331	345	6,293	33.1
真岡市	8,937	2,350	976	119	3,445	38.5
大田原市	9,116	2,518	21	156	2,695	29.6
矢板市	4,765	1,296	107	118	1,521	31.9
那須塩原市	14,640	2,919	1,716	147	4,782	32.7
さくら市	5,259	1,358	125	116	1,599	30.4
那須烏山市	4,387	658	1,438	174	2,270	51.7
下野市	7,032	746	2,143	128	3,017	42.9
上三川町	3,250	440	1,071	31	1,542	47.4
益子町	2,953	755		57	812	27.5
茂木町	2,235	571		44	615	27.5
市貝町	1,411	448		25	473	33.5
芳賀町	2,106	796	60	47	903	42.9
壬生町	5,175	737	153	86	976	18.9
野木町	3,463	725	97	44	866	25.0
塩谷町	1,884	254	510	55	819	43.5
高根沢町	3,269	548	41	99	688	21.0
那須町	4,629	1,117	73	66	1,256	27.1
那珂川町	2,815	657	723	95	1,475	52.4
合 計	254,123	34,831	38,567	4,197	77,595	30.5

※「対象者数」…【被保険者数】－【健診除外者数】（施設入所者等）

「受診率」…【受診者数】÷【対象者数】

【図表30】 受診率の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栃木県受診率（%）	30.1	25.7	28.4	30.2	30.5
全国受診率（%）	28.5	25.8	26.5		

⑤歯科健康診査事業（平成26年度より実施）

肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施に当たっては被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

基本項目（歯牙の状態、口腔清掃状態、歯周組織の状況）の診査に加え、必要に応じて口腔機能評価（咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能）を実施することとし、22市町（基本項目のみ：8市町、口腔機能評価含む：14市町）が実施した。実施市町数の増加という目標は達成できたが、全市町における実施に向けて、引き続き市町と連携・協力しながら、実施市町数の増加と受診率の向上を目指す必要がある。

【図表31】 実施市町の推移

年 度	実 施 市 町
平成26年度	日光市
平成27年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町
平成28年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町
平成29年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・野木町・塩谷町
平成30年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・野木町・塩谷町
令和元年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・壬生町・野木町・塩谷町
令和2年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町
令和3年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・栃木市・鹿沼市・小山市・下野市・那須町
令和4年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・那須烏山市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・足利市・栃木市・鹿沼市・小山市・下野市・那須町
令和5年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・那須烏山市・上三川町・茂木町・芳賀町
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・足利市・栃木市・鹿沼市・小山市・大田原市・那須塩原市・下野市・益子町・市貝町・壬生町・野木町・高根沢町・那須町

⑥重複・頻回受診者相談・指導事業（平成22年度より実施）

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として実施している。

<令和5年度実施状況>

令和5年度は、広域連合の保健師が電話による相談・指導を行った。

実施人数 重複受診者：3人 頻回受診者：25人

対象者 重複受診者：同一疾病により複数の医療機関等に2か月以上継続して受診している者で、投薬・注射・処置等治療の重複がある者

頻回受診者：1か月における同一医療機関等への受診日数が、2か月以上継続して15日以上ある者

⑦重複・多剤服薬者相談・指導事業（令和3年度より実施）

多剤・重複投薬の現状を把握し、被保険者や関係者に正しい服薬の知識を周知するとともに保健師等が相談・指導を実施することで必要な保健指導や福祉サービス等の情報提供を行うことができるよう保健指導の体制を構築することを目的として実施している。

<令和5年度実施状況>

令和5年度は、広域連合の保健師が、2市町の対象者に対し文書指導及び訪問相談・指導、19市町の対象者に対し文書指導を実施した。

実施人数 文書指導：210人 文書指導及び電話・相談指導：5人

対象者 同一の効能・効果がある薬剤を複数の医療機関で2か月以上処方されている者かつ1か月につき6剤以上処方されている者

⑧ジェネリック医薬品普及・啓発事業

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、被保険者の負担軽減及び医療保険財政の健全化を図り、後期高齢者医療制度の安定的運営を持続することを目的に実施している。

ジェネリック医薬品使用率については、年々増加しており、令和6年3月で使用率86.2%となっている。

<令和5年度実施状況>

ア ジェネリック医薬品希望カード配付事業（平成24年度より実施）

- ・市町窓口にてジェネリック医薬品希望カードを設置し、啓発した。
- ・令和5年度は、月次年齢到達者の被保険者証に同封した。

イ ジェネリック医薬品利用差額通知事業（平成25年度より実施）

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定額以上の負担軽減の可能性のある被保険者へ参考として送付している。

発送回数 2回（8月、2月）

発送枚数 31,721通

抽出条件 投薬期間が1日以上、変更した際の差額が1薬剤あたり100円以上

【図表32】 ジェネリック医薬品使用率

令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和6年3月)
83.0%	85.0%	86.2%

⑨医療費通知事業（平成20年度より実施）

被保険者に医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的に実施している。

また、査定により医療費が10万円以上減額された方に対し、平成24年度より減額査定通知を実施している。

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告の際に、医療費の明細書として医療保険者が交付する医療費通知を活用できるとされ、平成30年度から確定申告等に対応した医療費通知を送付している。

<令和5年度実施状況>

発送回数 3回（7月、11月、2月）

発送枚数 824,263通

⑩長寿・健康増進事業（平成20年度より実施）

被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対し、国の特別調整交付金等を活用し、その取組の支援を行っている。

令和5年度は、保険者インセンティブ交付金を活用し、市町が実施する「高齢者の保健事業や介護予防等の一体的実施を推進するための事業」を交付対象に新たに加え、高齢者の健康づくりを推進する事業等を幅広く対象とした長寿・健康増進推進交付金を交付することで、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進した。

【図表33】 令和5年度実施状況

事業分類	交付市町	市町数
①健康診査等事業 (人間ドック等に係る事業を含む。)	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・ <u>那珂川町</u>	24市町
②フレイル対策事業 (一体的実施に係る事業を除く。)	足利市・鹿沼市・日光市・真岡市・下野市・上三川町・芳賀町・野木町・ <u>塩谷町</u> ・高根沢町・那須町・那珂川町	12市町
③一体的実施を推進するための事業	<u>足利市</u> ・ <u>栃木市</u> ・ <u>佐野市</u> ・ <u>鹿沼市</u> ・ <u>日光市</u> ・ <u>小山市</u> ・ <u>真岡市</u> ・ <u>大田原市</u> ・ <u>矢板市</u> ・ <u>さくら市</u> ・ <u>那須烏山市</u> ・ <u>芳賀町</u> ・ <u>野木町</u> ・ <u>塩谷町</u> ・ <u>那須町</u>	15市町
④その他高齢者の健康増進のため必要と認められる事業	那須町	1町
⑤健康診査等（追加項目）※	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・益子町・茂木町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	18市町
⑥健康教育・健康相談等 (ヘルスポイント事業含) ※	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・ <u>下野市</u> ・益子町・市貝町・芳賀町・塩谷町・那須町・那珂川町	15市町
⑦その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業 (はり・きゅう等利用費助成含) ※	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・茂木町・ <u>塩谷町</u>	11市町

(注1) ※は、特別調整交付金のうち、国の長寿・健康増進事業に該当する事業

(注2) 下線は、令和5年度に新たに事業を実施した市町

⑪健康づくり普及・啓発事業（平成25年度より実施）

被保険者一人ひとりの健康づくりに関する意識を高めることを目的に実施している。

<令和5年度実施状況>

ア 健康づくり体験談・健診に関する川柳募集事業の実施

運動・暮らし・生きがい等の健康法とその効果についての作文や健診を受けることへの関心を高め、健診に行きたくなるような川柳を募集し、優秀作品は広域連合のホームページや広報紙等で周知紹介した。

- ・募集期間 令和5年8月1日から9月29日
- ・対象者 体験談 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
川柳 70歳以上の方
- ・応募件数 体験談 10件
川柳 34件
- ・優秀作品 体験談 最優秀賞1件、優秀賞1件、佳作1件、特別賞1件を表彰
川柳 最優秀賞1件、優秀賞2件、佳作3件、特別賞1件を表彰

イ ASPO健康特集の発行

健康づくり体験談や川柳の紹介、高齢者の医療制度や保健事業についてのお知らせなどを掲載した新聞別刷を広報紙として発行し、被保険者やその家族に健康に関する情報を広く周知した。

- ・発行日 令和5年8月1日（火）
- ・発行部数 29万部
- ・その他 4,000部を県内市町窓口等に配布

⑫高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（令和2年度より実施）

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的とし、広域連合が市町に対して企画・調整等に関する業務及び高齢者に対する支援業務を委託して実施するとともに、市町が業務を実施するに当たり必要な支援を行っている。

<令和5年度取組状況>

令和5年度は、全25市町が取組を行った。また、広域連合による支援として、以下の取組を行った。

- ・高齢者保健事業推進協議会の開催（5月・1月）
- ・高齢者保健事業推進協議会個別検討会の開催（6月・9月・1月）
- ・高齢者保健事業担当者連絡会議の開催（8月・2月）※県及び国保連合会と共催
- ・市町巡回訪問の実施（web含む）

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町（15市町）